

# グッドニュースⅢ

変額個人年金保険GF(Ⅳ型)〈年金原資保証特約(Ⅳ型)付加〉

現在、この商品は新規・増額のお取り扱いをしております。

## ご契約者 さまへのご案内



- 契約概要
- 注意喚起情報
- 主な送付書類と送付時期
- 契約締結後の各種お手続き方法に関するご案内

※ 当資料は2010年9月時点の商品内容をご案内しております。商品改訂等により、ご契約時の商品内容と異なる場合がありますのでご注意ください。なお、商品内容の詳細等につきましては、ご契約時にお渡した「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。また、2010年4月1日に「保険法」が施行され、ご契約のお取り扱いが一部変更となりました。ご加入された時期によっては、ご契約後に「保険法施行に伴う取扱変更に関する特則」を送付しておりますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせてご覧ください。

### 募集代理店

### 引受保険会社



東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社  
〒141-6008  
東京都品川区大崎二丁目1番1号ThinkPark Tower  
TEL.03-6420-4000(大代表)  
ホームページ <http://www.tmn-financial.co.jp>

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用  
テレホンサービス

0120-155-730

受付時間:月～金/9:00～17:30  
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

この冊子では、年金支払開始日を「年金受取開始日」、年金支払期間を「年金受取期間」、年金支払日を「年金受取日」と表記しています。

## 1 引受保険会社の商号と住所等について


- 【商号】東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社  
(以下「東京海上日動フィナンシャル生命」といいます)
- 【住所】〒141-6008 東京都品川区大崎二丁目1番1号ThinkPark Tower  
TEL:03-6420-4000(大代表)  
ホームページアドレス ; <http://www.tmn-financial.co.jp>

## 2 商品の主な特徴としくみについて

- 「グッドニュースⅢ」は、東京海上日動フィナンシャル生命の変額個人年金保険GF(Ⅳ型)〈年金原資保証特約(Ⅳ型)付加〉の愛称(ペットネーム)です。
- この商品は、将来受け取る年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険(変額個人年金保険)です。特別勘定は実質的にデリバティブ取引等を活用して国内外の株式・債券等の値動きに連動することを目指す投資信託に投資されますので、ご契約者は収益を期待できる一方、株価や債券価格等の下落・金利や為替の変動等の投資リスク\*も負うこととなります。そのため、運用実績およびご負担いただく費用により、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、積立金の自動移転が生じた場合には、特別勘定の種類によっては投資リスクが異なることとなりますのでご注意ください。
- ご契約時において年金額は確定していません。将来お受け取りになる年金額は年金受取開始日の前日の積立金額および年金受取開始日の予定利率等に基づいて計算した金額となります。
- 運用期間中の死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)が最低保証されます。

### ※主な投資リスク

価格変動リスク	有価証券等の市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	金利水準の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	有価証券の発行母体の経営・財務状況の悪化等により、資産価値が減少することがあります。
	デリバティブ取引等の相手先の経営・財務状況の悪化等により取引上の債務が履行されないなどの場合、資産価値が減少することがあります。

 投資リスク等については「特別勘定のしおり」にくわしく記載されておりますのでご確認ください。

# 特徴1

## 目標値の設定

■目標値(%)をお客さまに設定していただけます。  
一時払保険料に対して110%・120%・130%・140%から設定してください。

⚠ ●目標値は運用期間中に変更することができますが、運用成果確保日以降は変更できません。

# 特徴2

## 自動運用成果確保

- ご契約日から1年経過以降、積立金額の増減を東京海上日動フィナンシャル生命が毎日チェックし、目標値に到達した場合は自動的に運用成果を確保します。
- 運用状況に応じた特別勘定へ積立金を自動移転します。
- 運用成果が確保された場合、運用期間満了日を繰り上げて、年金または一括でお受け取りいただけます。

●ご契約日から1年未満は自動運用成果確保を行いません。  
⚠ ●ご契約日から1年以上6年未満の場合は、積立金額から運用成果確保時費用を差し引いた金額に対して目標値到達の判定を行います。

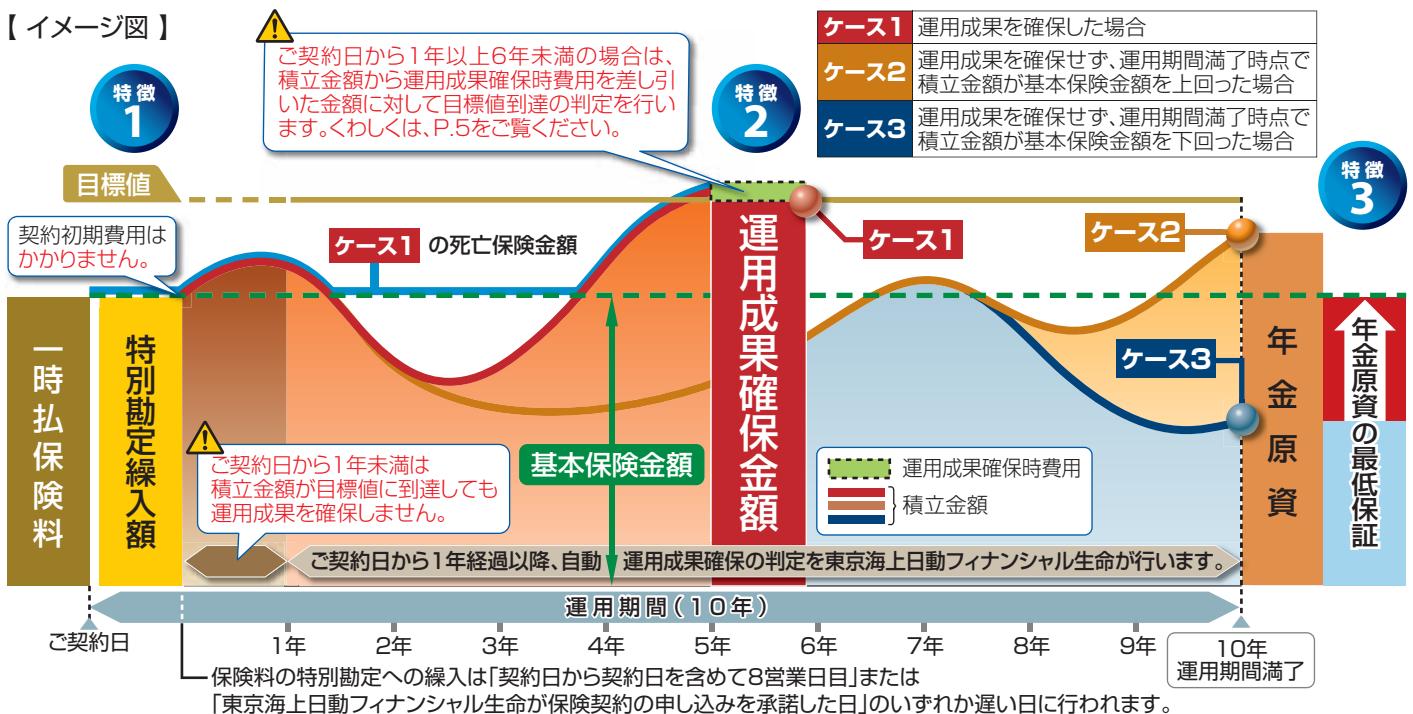
# 特徴3

## 年金原資の最低保証

■運用期間満了時点で積立金額が基本保険金額を下回った場合には、年金原資は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

●年金原資が保証されるためには、運用期間(契約日から10年間)満了まで運用いただくことが必要です。運用期間中に解約・積立金の一部引出をした場合の解約払戻金額には最低保証はありません。

【イメージ図】



ケース2 ケース3 の死亡保険金額について  
死亡保険金額は被保険者がお亡くなりになった日の積立金額または基本保険金額のいずれか高い金額となります。

⚠ このイメージ図は積立金の一部引出等があった場合を想定しておりません。また、将来の積立金額や死亡保険金額等を保証するものではありません。

### 3 運用状況に応じた特別勘定への自動移転について

■この商品は、積立金額の水準に応じた3つの特別勘定をご用意しています。

■ご契約当初は、「GTバランス20」という特別勘定に一時払保険料の全額を繰り入れます。その後の運用状況に応じ、以下の移転条件\*に該当した場合、該当の移転先特別勘定へ積立金を自動移転しながら運用を行います。

移転条件*	積立金額が基本保険金額の110%未満	積立金額が基本保険金額の110%以上120%未満	積立金額が基本保険金額の120%以上
移転先特別勘定	GTバランス20	GTバランス40	GTバランス60

\*移転条件とは、基本保険金額に対する積立金額の所定の割合により3つの特別勘定間で積立金を自動的に移転する条件をいいます。

■積立金の自動移転の判定は、毎月1回、以下の判定日に行います。判定日の積立金額が移転条件に該当した場合、以下の積立金の自動移転日に、移転先特別勘定へ積立金を自動的に移転します。



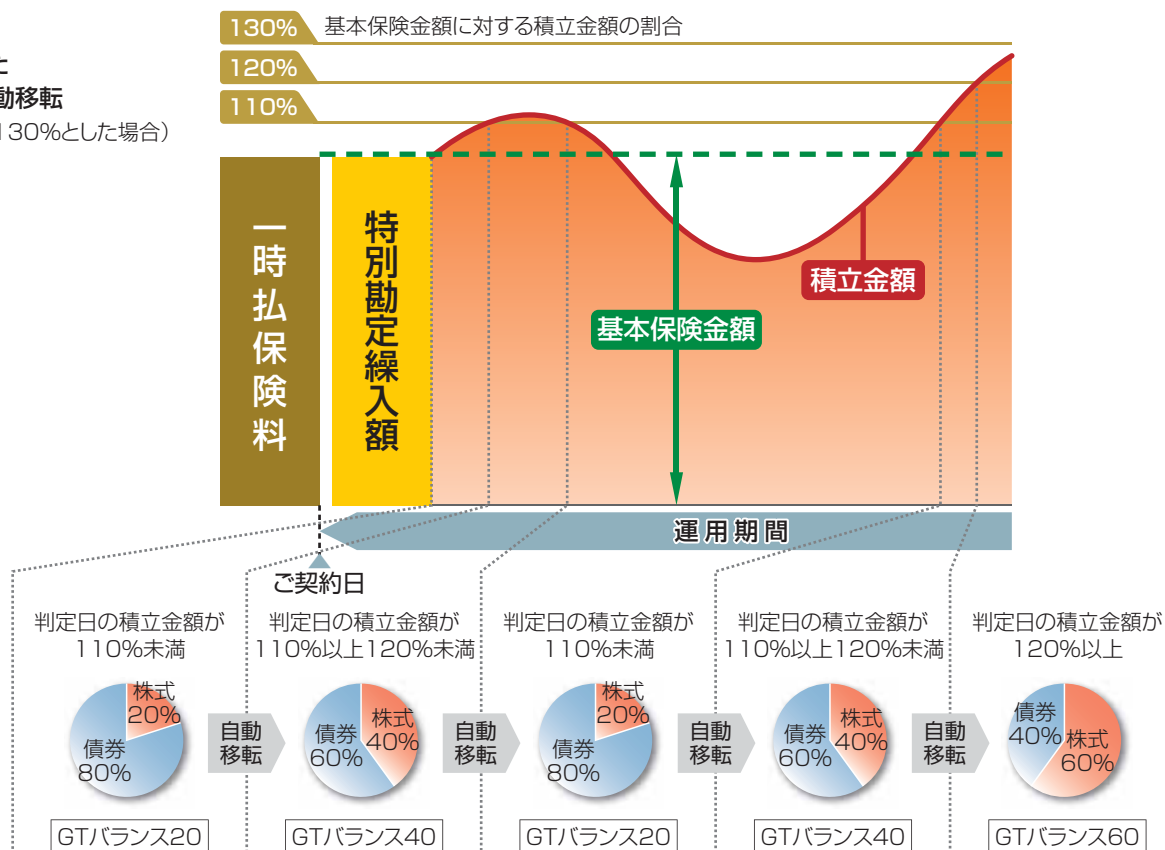
※判定の結果、移転条件に該当しない場合には、積立金の自動移転は行いません。



- 運用状況等によっては、一度も積立金の自動移転を行わない場合があります(ご契約当初の「GTバランス20」のまま、運用期間が満了する場合があります)。また、ご契約者の意思による積立金の移転(スイッチング)はできません。
- 積立金額は日々変動するため、「判定日」の積立金額と「積立金の自動移転日」の積立金額とは異なりますので、あらかじめご了承ください。
- 主な投資対象となる投資信託の売買ができない等、やむを得ない事情が発生した場合には、積立金の自動移転を停止することがあります。

#### 【イメージ図】

運用状況に応じた特別勘定への自動移転  
(ご契約例: 目標値130%とした場合)



- この商品は運用実績に基づいて積立金額が変動します。当図はイメージ図であり、将来の積立金額および積立金の自動移転等を保証するものではありません。また、各特別勘定の円グラフは、株式と債券の2種類の配分比率を示したもので、実際の資産配分については、P.4の表の特別勘定の運用方針の円グラフをご覧ください。
- 設定した目標値によっては、繰り入れられない特別勘定があります。

## 4 特別勘定について

特別勘定の名称	GTバランス20	GTバランス40	GTバランス60
特別勘定の運用方針	<p>主な投資対象となる投資信託を通じ、実質的にデリバティブ取引等を活用して国内外の株式および債券等の値動きに連動する運用を行い、中長期的な財産の成長を目指します。</p>		
	<p>基本資産配分は国内株式5%、外国株式(為替ヘッジあり)15%、国内債券(短期金融資産を含む)50%、外国債券(為替ヘッジあり)15%、外国債券(為替ヘッジなし)15%です。</p>	<p>基本資産配分は国内株式10%、外国株式(為替ヘッジあり)20%、外国株式(為替ヘッジなし)10%、国内債券(短期金融資産を含む)35%、外国債券(為替ヘッジなし)25%です。</p>	<p>基本資産配分は国内株式15%、外国株式(為替ヘッジあり)25%、外国株式(為替ヘッジなし)20%、国内債券(短期金融資産を含む)25%、外国債券(為替ヘッジなし)15%です。</p>
主な投資対象となる投資信託と運用会社	<p>東京海上アセットマネジメント投信株式会社</p> <p>「東京海上アセットマネジメント投信株式会社」は、昭和60年12月9日に設立された米国・欧州・アジアに拠点を持つグローバルな運用を行う東京海上日動グループの資産運用会社です。高い運用成果を追求するために徹底的な分析と調査を行うとともに、厳格なリスク管理を徹底することにより、お客さまにご満足いただけるサービスを提供いたします。</p>		
上記投資信託の投資対象となる外国投資法人	<p>グローバル・トラッカー・ポートフォリオ*1*2</p>		
上記外国投資法人の投資管理会社およびデリバティブ取引等の相手先	<p>ゴールドマン・サックス・インターナショナル</p> <p>「ゴールドマン・サックス・インターナショナル」は、ニューヨーク証券取引所上場のザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。ゴールドマン・サックスは、1869年に創業しニューヨークを本拠地に、投資銀行業務、証券業務および資産運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、富裕層など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。</p>		

\*1 適格機関投資家限定

\*2 グローバル・トラッカー・ポートフォリオは、ルクセンブルク籍の外国投資法人(専門投資信託)であるゴールドマン・サックス・スペシャライズド・インベストメント内のポートフォリオで、上記の基本資産配分に応じた3つのシェア・クラス(グローバル・トラッカー20、同40、同60)を発行します。このポートフォリオには投資顧問会社は指名されておりません。なお、規定された投資方針に基づいた資産投資事務の遂行を投資管理会社が委託されています。

### 【参考】各資産の運用の特色

資産	運用の特色
国内株式	TOPIX(東証株価指数)の先物指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。
外国株式(為替ヘッジあり)	米国および欧州の主要な株価指数の先物指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
外国株式(為替ヘッジなし)	米国および欧州の主要な株価指数の先物指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。
国内債券	日本国債の先物指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。
外国債券(為替ヘッジあり)	米国、ドイツ、英国の国債の先物指数で構成された指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
外国債券(為替ヘッジなし)	米国、ドイツ、英国の国債の先物指数で構成された指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

### ■特別勘定への繰入額・繰入日は次のとおりです。

一時払保険料の全額が、「契約日から契約日を含めて8営業日目」または「東京海上日動フィナンシャル生命が保険契約の申し込みを承諾した日」のいずれか遅い日のユニットプライスで、その日末に特別勘定に繰り入れられます。

### ■特別勘定に属する資産の種類およびその評価方法は次のとおりです。

特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。有価証券については時価評価を行います。それ以外についてはその他の評価方法によるものとします。



- この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。
- 資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、ご確認ください。

## 5 目標値の設定について

「グッドニュースⅢ」では目標値(%)を右記の中から設定していただけます。

- 目標値は基本保険金額(一時払保険料)に対する割合で設定していただけます。お客さまが目指す受取金額や許容されるリスクの程度を考慮して設定してください。
- 運用成果確保前であれば、一定の条件のもとで目標値を変更することができます。くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

110% 120%

130% 140%

## 6 自動運用成果確保について

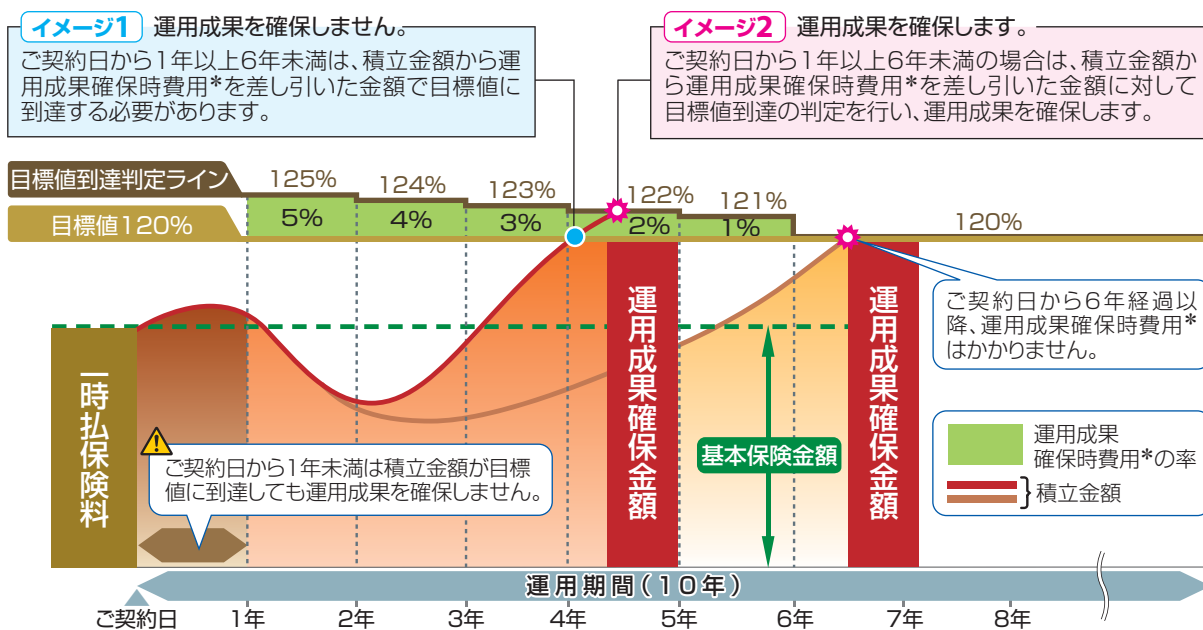
「グッドニュースⅢ」には自動運用成果確保機能があります。

- ご契約日から1年経過以降、運用期間中に積立金額が目標値に到達した場合は、一般勘定に移行することにより自動的に運用成果を確保します。ただし、ご契約日から1年以上6年未満の場合は、積立金額から運用成果確保時費用を差し引いた金額に対して目標値到達の判定を行います。
- 運用成果を確保した積立金は自動的に据置期間付確定年金\*に移行します。  
\*据置期間付確定年金とは、一定期間(据置期間)予定利率等に基づいて運用した後に確定年金でお受け取りいただく年金です。受取方法については、P.6「8.年金のお受け取りについて」をご覧ください。



- ご契約日から1年未満は自動運用成果確保を行いません。
- 運用成果を確保した場合、引き続き特別勘定で運用することはできません。
- 運用状況が思わしくなかった場合、運用成果を確保せずに運用期間が満了することがあります。

### 自動運用成果確保のイメージ図 ご契約例:目標値120%とした場合



当図はイメージ図であり、将来の積立金額や自動運用成果確保等を保証するものではありません。

#### 具体例

基本保険金額

1,000万円

目標値

120%

経過年数

契約日から4年以上5年未満(運用成果確保時費用の率:2.0%)

#### イメージ1 積立金額が1,200万円(基本保険金額の120%)の場合

目標値到達判定の計算 = 1,200万円 - 20万円(運用成果確保時費用(基本保険金額 × 2.0%))  
= **1,180万円** 目標値到達まで20万円の不足 > 運用成果を確保しません。

#### イメージ2 積立金額が1,220万円(基本保険金額の122%)の場合

目標値到達判定の計算 = 1,220万円 - 20万円(運用成果確保時費用(基本保険金額 × 2.0%))  
= **1,200万円** 目標値へ到達 > 運用成果を確保します。

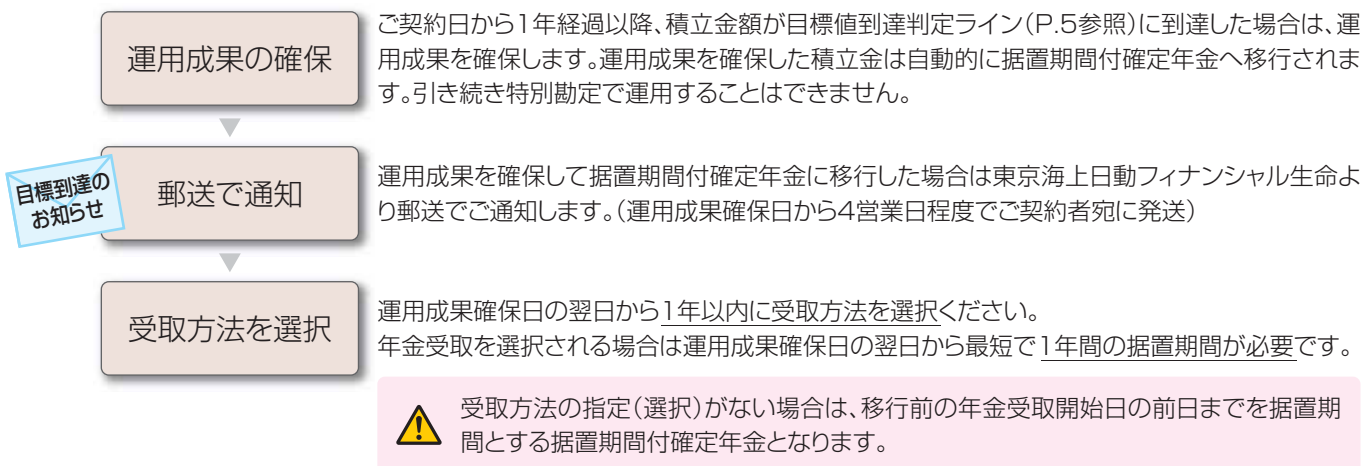
#### \*運用成果確保時費用

ご契約日から1年以上6年未満に運用成果が確保された場合、運用成果確保時費用として経過年数に応じた右表の率を基本保険金額に乗じた金額が積立金額から控除されます。

経過年数	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
率	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0.0%

## 7 運用成果確保後について

運用成果を確保した場合は「目標到達のお知らせ」を郵送します。



## 8 年金のお受け取りについて

「グッドニュースⅢ」には年金原資保証特約(Ⅳ型)が付加されており、運用期間(契約日から10年間)満了時の年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。

■受取方法は、年金受取(確定年金)あるいは一括受取のいずれかを選択できます。

### 年金受取(確定年金)



- 年金額が定額で、年金受取期間が決まっている年金です。
- 年金受取期間は次の年数から選択いただけます(年金受取期間満了日における被保険者の年齢が105歳を超えない年数をお選びください)。  
5年 10年 15年 20年 25年 30年 36年
- 年金受取開始後に一括受取を希望される場合は、年金受取期間の残存期間に対応する年金の現価を一括でお受け取りいただけます。
- 年金受取期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の権利義務を引き継ぎます。

### 一括受取

一括受取

- 年金受取に代えて年金原資を一括でお受け取りいただくことができます。
- 一括受取後は、ご契約は消滅します。

#### 【年金受取におけるご留意点】

- ご契約時において年金額は確定していません。将来お受け取りになる年金額は年金受取開始日の前日の積立金額および年金受取開始日の予定利率等に基づいて計算した金額となります。
- 年金額が10万円未満の場合は、年金原資を年金受取開始日に一時金として全額お受け取りいただけます。
- 運用期間中に運用成果を確保した場合、積立金は自動的に据置期間付確定年金に移行されます。据置期間は運用成果確保日翌日から1年以上で、移行前の年金受取開始日の前日までの範囲で選択いただけます(年単位)。

## 9 据置期間付確定年金への任意移行について

■ご契約日から6年経過以降の運用期間中において、運用成果確保前にご契約者からのお申し出により、据置期間付確定年金へ移行することができます。

■据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の据置期間付確定年金の積立金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

- 据置期間付確定年金に移行した場合、年金原資の最低保証は消滅します。**したがって、移行時に積立金額が基本保険金額を下回っている場合、年金原資が一時払保険料相当額を下回る場合がありますのでご注意ください。**

## 10 被保険者が万が一お亡くなりになった場合の保障内容について

運用期間中の死亡保険金額は基本保険金額が最低保証されます。

運用期間中	死亡保険金	運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、「お亡くなりになった日の積立金額」または「基本保険金額*1」のいずれか高い金額を死亡保険金受取人にお支払いします。
据置期間中		据置期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日の据置期間付確定年金の積立金額を死亡保険金受取人にお支払いします。
年金受取開始後	死亡一時金*2	年金受取開始後に被保険者がお亡くなりになった場合、残存年金受取期間中の未払年金の現価に相当する金額を年金受取人にお支払いします。

\*1 基本保険金額はご契約締結時は一時払保険料と同額ですが、運用期間中に積立金の一部引出をした場合は一部引出額に応じて減額されます。

\*2 死亡一時金のお支払いに代えて、年金受取人に引き続き年金をお支払いすることもできます。年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人にお支払いします。



責任開始日から2年以内に被保険者が自殺したときや、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等は、死亡保険金のお支払いができません。

くわしくは、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 11 付加できる特約について

この商品には次の特約が付加できます。なお、特約付加に費用はかかりません。 ※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金について、一括でのお支払いに代えて年金（確定年金または保証期間付終身年金*1）によるお支払いを希望する場合に付加できます。</li> <li>●確定年金の受取期間または保証期間付終身年金の保証期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年の中から選びいただけます。ただし、年金受取期間満了日（保証期間付終身年金の場合は保証期間の満了日）における年金受取人（死亡保険金受取人）の年齢は105歳以下となります。</li> <li>●年金支払特約における年金額は死亡保険金の支払事由が発生した日の基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて計算した金額となります。</li> <li>●年金受取期間中は年金額の1%の保険関係費用（年金管理費）が毎年かかります。</li> </ul>
指定代理請求特約	●年金受取人が年金を請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人*2が年金受取人の代理人として年金を請求することができます（被保険者と年金受取人が同一人の場合に付加できます）。

\*1 保証期間付終身年金とは、年金受取人が生存している限り年金をお支払いする年金種類です。保証期間中に年金受取人が死亡した場合には、保証期間中の未払年金現価をお支払いします（保証期間が過ぎた場合には、お支払いしません）。保証期間が過ぎても年金受取人が生存している限り年金をお支払いします。

\*2 指定代理請求人は、被保険者の同意を得て保険契約者にあらかじめ指定いただいた1名とし、年金の請求時において次のいずれかに該当することが必要となります。①被保険者の戸籍上の配偶者②被保険者の直系血族③被保険者の兄弟姉妹④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

## 12 ご契約の解約・積立金の一部引出について

年金受取開始日前であれば、ご契約の解約または積立金の一部引出により解約払戻金をお受け取りいただくことができます。

解約	解約払戻金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
積立金の一部引出	<p>一部引出額（一部引出により特別勘定の積立金から引き出す額）が10万円以上（1万円単位）で、かつ一部引出後の基本保険金額が200万円以上となる範囲内でご指定いただき、解約払戻金をお受け取りいただけます。なお、残存部分は継続します。</p> <p>※一部引出後の基本保険金額は一部引出日の積立金額に対する一部引出額の割合と同じ割合で減額されます。</p> $\text{一部引出後の基本保険金額} = \text{一部引出前の基本保険金額} - \text{一部引出前の基本保険金額} \times (\text{一部引出額} / \text{一部引出日の積立金額})$

解約払戻金額は、経過年数に基づき、以下のとおり計算されます。

解約	$\text{解約日の積立金額} - \text{解約日の基本保険金額} \times \text{解約控除率}^*$
積立金の一部引出	$\text{一部引出額} - \text{一部引出により減額される基本保険金額} \times \text{解約控除率}^*$

\*解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
率	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0.0%

## 解約払戻金額の計算例 これまでに積立金の一部引出のないご契約を解約する場合

一時払保険料(基本保険金額) : 1,000万円  
 契約日から3年6か月で解約 : 解約控除率3.0%  
 解約日の積立金額 : 1,200万円

$$\begin{aligned}
 \text{解約払戻金額} &= \text{解約日の積立金額} - \text{解約日の基本保険金額} \times \text{解約控除率} \\
 &= 1,200\text{万円} - 1,000\text{万円} \times 3.0\% \\
 &= 1,200\text{万円} - 30\text{万円} \\
 &= 1,170\text{万円}
 \end{aligned}$$

- 解約払戻金額は特別勘定の運用実績によって毎日変動します。**解約払戻金額には最低保証はありませんので、運用実績およびご負担いただく費用によっては基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回る場合があります。**
- 年金受取開始後は解約および積立金の一部引出をすることができませんので、年金の一括受取をご請求ください。
- 投資信託が実質的に活用するデリバティブ取引等の相手先の倒産等により当該取引に関する債務が履行されない場合で、解約払戻金等のお支払いが特別勘定の資産運用および流動性に及ぼす影響が大きいと東京海上日動フィナンシャル生命が認めるときは、解約払戻金や積立金の一部引出のお支払いを延期することがあります。なお、お支払いを延期した場合、解約払戻金額や一部引出額に東京海上日動フィナンシャル生命の定める率の利息を付けてお支払いします。
- 解約・積立金の一部引出のお手続き方法等については、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 13 ご契約のお取り扱いについて

契約形態(ご契約時)	契約者＝被保険者＝年金受取人
加入年齢(被保険者)	0歳～80歳(満年齢)
保険料(基本保険金額)	200万円～5億円(1,000円単位)
保険料払込方法	一時払のみ
告知	職業告知のみ
運用期間	10年のみ
年金受取開始年齢	10歳～90歳 ※運用期間(10年)を満了した場合の年齢です。運用期間満了前に運用成果を確保した場合は異なることがあります。
目標値の設定	110%～140%(10%単位)の範囲でご契約時に設定していただきます。 運用成果確保前であれば、一定の条件のもとで目標値の変更が可能です。
死亡保険金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の血族から指定
基本保険金額の増額	お取り扱いできません。



- 基本保険金額は、同一被保険者の他のすべての変額個人年金保険GF(IV型)〈年金原資保証特約(IV型)付加〉と通算して、5億円がお取り扱いの限度となります。また、同一被保険者の東京海上日動フィナンシャル生命の他の個人年金保険と通算して10億円がお取り扱いの限度となります。
- 契約者貸付のお取り扱いはございません。

## 14 配当金について

- この商品には、配当金はありません。

## 15 諸費用について

- この商品にかかる費用は、運用期間中の「保険関係費用(保険契約管理費)」、「資産運用関係費用(資産運用管理費)」および年金受取期間中の「保険関係費用(年金管理費)」を合計した金額となります。また、運用成果を確保した場合は運用成果確保時費用が、運用成果を確保する前に解約・積立金の一部引出をした場合は解約控除が、経過年数に応じて別途かかります。費用の詳細については、P.9～10「ご負担いただく費用について」をご覧ください。

## ご負担いただく費用について

この商品では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

### ●運用期間中の費用(すべてのご契約者にご負担いただく費用)

項目	費用の主旨	費用	概要
<b>保険関係費用 (保険契約管理費)</b> ※消費税対象外	新契約成立および維持管理等に必要な費用(基本保険金額を最低保証するための費用等を含みます)	年率 2.78%	特別勘定の純資産総額に対して左記の年率/365日を乗じた額を毎日控除します。
<b>資産運用 関係費用*1 (資産運用管理費)</b>	保険関係費用(保険契約管理費)以外で、特別勘定の運用にかかる費用(信託報酬率を記載しています)	年率 0.18899%(税込) 程度	特別勘定の投資対象となる投資信託等の純資産総額に対して左記の年率/365日を乗じた額を毎日控除します。

\*1 資産運用関係費用は、投資信託等の信託報酬率の合計を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託等の純資産総額より差し引かれます。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

### ●運用成果を確保した場合の費用

項目	費用の主旨	費用	概要
<b>運用成果 確保時費用</b> ※消費税対象外	契約日から1年以上6年未満に運用成果を確保した場合にかかる費用	5.0%~ 1.0%	契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額に左記の率(【別表1】参照)を乗じた額を積立金額から控除します。

【別表1】

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
率	/	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0.0%

### ●運用成果を確保する前に解約・積立金の一部引出をした場合の費用

項目	費用の主旨	費用	概要
<b>解約控除</b> ※消費税対象外	契約日から6年未満に解約もしくは積立金の一部引出をした場合*2にかかる費用	6.0%~ 1.0%	契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額*3に左記の率(【別表2】参照)を乗じた額を積立金額(積立金の一部引出の場合は一部引出額)から控除します。

【別表2】

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上
率	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%	2.0%	1.0%	0.0%

\*2 運用成果を確保した後の積立金の全額引出・一部引出には解約控除は適用されません。

\*3 積立金の一部引出の場合は、一部引出により減額される基本保険金額となります。

## ご負担いただく費用について(つづき)

### ●年金受取期間中の費用(主契約および年金支払特約)(将来、以下の内容が変更になることがあります)

項目	費用の主旨	費用	概要
保険関係費用 (年金管理費) ※消費税対象外	契約の維持管理等に必要な費用	1.0%	年金受取開始日以降、年金年額に左記の率を乗じた額を年金受取日に責任準備金から控除します。

## 投資リスクについて

この商品は、将来受け取る年金額、解約払戻金額、死亡保険金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険(変額個人年金保険)です。特別勘定は実質的にデリバティブ取引等を活用して国内外の株式・債券等の値動きに連動することを目指す投資信託に投資されますので、ご契約者は収益を期待できる一方、株価や債券価格等の下落・金利や為替の変動等の投資リスク\*4も負うこととなります。そのため、運用実績およびご負担いただく費用により、解約払戻金等のお受け取りになる金額の合計額が、一時払保険料の額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、積立金の自動移転が生じた場合には、特別勘定の種類によっては投資リスクが異なることとなりますのでご注意ください。

\*4 くわしくは、P.1「※主な投資リスク」をご覧ください。

## 1 お申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- お申込者またはご契約者は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の受領日またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合、東京海上日動フィナンシャル生命はお払い込みいただいた金額を全額お返しします。  
※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 2 職業について、ありのままをお知らせください(告知義務)。

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものです。ご契約にあたっては、職業について「告知書」で東京海上日動フィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(募集代理店)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。  
※東京海上日動フィナンシャル生命の確認担当社員などが、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただくことがあります。
- 故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、東京海上日動フィナンシャル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

## 3 保障の開始(責任開始期)は次のとおりです。

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動フィナンシャル生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、東京海上日動フィナンシャル生命はご契約上の責任を負います。
- 生命保険募集人は、お客さまと東京海上日動フィナンシャル生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動フィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4 以下のような場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ご契約者または死亡保険金受取人が保険金を詐取る目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人の詐欺によりご契約が締結され、ご契約が取消しとなった場合や、ご契約者が保険金の不法取得目的をもってご契約が締結され、ご契約が無効となった場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
  - 責任開始日から2年以内の被保険者の自殺
  - ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

## 5 解約について、次の点にご注意ください。

- ご契約の解約・積立金の一部引出により解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合はその保険の持つ効力はすべて失われます。
- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持などに必要な費用に充てられます。また、保険料は特別勘定で運用されるため、解約払戻金額は毎日変動します。したがって、解約の時期または運用実績によっては払込保険料を下回ることがあります(解約払戻金額には最低保証はありません)。
- 解約払戻金額は東京海上日動フィナンシャル生命が解約にかかわる必要書類(東京海上日動フィナンシャル生命が定める書類)を受け付けた日(解約日\*<sup>1</sup>)の積立金額となります。なお、据置期間付確定年金へ移行していない状態で、ご契約日から6年未満に解約・積立金の一部引出をされた場合、経過年数に応じた解約控除(基本保険金額\*<sup>2</sup>×東京海上日動フィナンシャル生命所定の率\*<sup>3</sup>)が差し引かれた金額が解約払戻金額となります。
  - \*1 書類に不備がある場合は完備された日となります。
  - \*2 積立金の一部引出の場合は、一部引出により減額される基本保険金額となります。
  - \*3 東京海上日動フィナンシャル生命所定の率については、P.9【別表2】をご覧ください。
- 解約・積立金の一部引出手続きは、東京海上日動フィナンシャル生命所定の請求書によるお手続きとなります。解約・積立金の一部引出をされる場合、ご契約者さま専用テレホンサービス(☎ 0120-155-730)にご連絡ください。お手続き方法をご案内したうえで、ご請求に必要な書類を送付します。

### 保険料を特別勘定へ繰り入れる前に解約した場合のお取り扱いについて

保険料を特別勘定へ繰り入れる日(「契約日から契約日を含めて8営業日目」または「東京海上日動フィナンシャル生命が保険契約の申し込みを承諾した日」のいずれか遅い日)以前に、東京海上日動フィナンシャル生命が解約にかかわる必要書類(東京海上日動フィナンシャル生命が定める書類)を受け付けた場合、一時払保険料相当額を全額お支払いします。

※クーリング・オフによるお申し込みの撤回等とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

## 6 この商品では、特別勘定による資産運用を行います。

- 特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針など、特別勘定に関する事項については、P.4「4. 特別勘定について」をご覧ください。

## 7 東京海上日動フィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

### 生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>

## 8 ご契約の乗換えにより、不利益となることがあります。

- 現在ご契約の保険契約の解約、減額(一部引出)を前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金額は払込保険料総額より少ない金額となります。上記のほか、現在ご契約の配当請求権が消滅したり、新たな保険契約が告知内容などによりお引き受けできないことなど、お客さまに不利益となることがあります。

## 9 この商品は生命保険です。

- この商品は、東京海上日動フィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

## 10 借入金を前提としたお申し込みはお取り扱いしておりません。

- 銀行等から融資を受けて保険料に充当した場合、運用実績によっては解約時の払戻金等で借入金の元利金の完済ができなくなるおそれがあります。このため、東京海上日動フィナンシャル生命では、借入金を保険料に充当することが前提となっているお申し込みはお取り扱いできません。

## 11 税金のお取り扱いは次のとおりです。

- お払い込みになった保険料は、「一般の生命保険料控除」の対象となります。ただし、この商品の保険料の払込方法は一時払に限定されておりますので、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。
- ご契約から5年以内に解約された場合には、解約差益に対し、一律20%の源泉分離課税が適用されます。5年をこえて解約した場合には、所得税(一時所得)が課されます。
- 死亡保険金お受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)、贈与税が課されます。
- 年金お受取時の課税については、年金受取人が契約者と同一人か別人かによって所得税(雑所得)、贈与税が課されます。
- 平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額には、復興特別所得税が課されます。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

上記内容は、平成24年1月現在における税務取り扱いに基づいて作成しており、すべての情報を網羅するものではありません。将来税制の変更により計算方法・税率等が変わる場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署等にご確認ください。

## 12 保険金等のお支払いに関する手続き等のご留意点です。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご契約者さま専用テレホンサービス(☎0120-155-730)にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」および東京海上日動フィナンシャル生命ホームページ(<http://www.tmn-financial.co.jp>)にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、年金受取人が年金を請求できない以下の事情があることを東京海上日動フィナンシャル生命が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定いただいた指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することができます。なお、指定代理請求特約を付加された場合には、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
  - 傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができないこと。
  - その他上記に準じた状態であること。\*くわしくは、「ご契約のしおり・約款」指定代理請求特約条項をご覧ください。
- 東京海上日動フィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

## 13 生命保険に関する苦情やご相談につきましては、東京海上日動フィナンシャル生命までご連絡ください。

生命保険に関する苦情相談は  
お客さま相談窓口

☎0120-433-447

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは  
ご契約者さま専用テレホンサービス

☎0120-155-730

受付時間：月～金／9:00～17:30(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- (社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ご契約後、ご契約いただいた年（東京海上日動フィナンシャル生命よりすでに郵送いたしております。）

### 【ご契約後】

- 「個人年金保険証券」

### 【ご契約いただいた年】

- 「生命保険料控除証明書」
  - 1月～9月契約……………10月下旬に発送
  - 10月～12月契約…ご契約月の翌月下旬に発送



「個人年金保険証券」



「生命保険料控除証明書」

## 運用期間中（東京海上日動フィナンシャル生命より郵送いたします。）

### 【すべてのご契約者にお届けする書類】

- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1月中旬・4月中旬・7月下旬・10月中旬に発送  
※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、7月1日時点の情報については、年1回「特別勘定の現況 兼 特別勘定レポート」を同封して封書でお届けいたします。
- 「特別勘定の現況 兼 特別勘定レポート」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」と合わせて郵送いたします。

### 【特定のお取り引きをされたご契約者にお届けする書類】

- 目標値の変更を行った場合 「目標値の変更」に伴う生命保険手続完了のご案内
- 積立金の一部引出を行った場合 「積立金の一部引出」に伴うお支払のご案内
- 解約された場合 「解約」に伴うお支払のご案内

### 【希望されたご契約者にお届けする書類】

- 「ホームページ用パスワード発行のお知らせ」

### 【運用成果を確保したご契約者にお届けする書類】

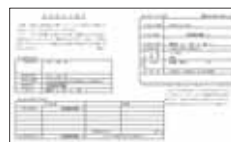
- 「目標到達のお知らせ」  
ご契約日から1年経過以降、運用成果を確保した場合に郵送いたします。

### 【保険金のお支払い時にお受け取りいただく書類】

- 「保険金のお支払のご案内」  
運用期間中および据置期間中に被保険者がお亡くなりになり、死亡保険金をお支払いする場合に郵送いたします。



「目標到達のお知らせ」



「保険金のお支払のご案内」

## 年金受取開始前・開始後（東京海上日動フィナンシャル生命より郵送いたします。）

- 「年金支払開始のご案内」……………年金受取開始前に郵送いたします。
- 「年金証書」……………年金受取開始後に郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

ご契約者さまの各種照会・請求手続きは  
「東京海上日動フィナンシャル生命(引受保険会社)」が承ります。



## 東京海上日動フィナンシャル生命のご契約者さま専用テレホンサービス

契約内容のご確認、各種お手続きのご案内について、専任のオペレーターが承ります。



**0120-155-730**

受付時間 月～金／9:00～17:30  
(祝日、12月31日～1月3日を除く)



## 東京海上日動フィナンシャル生命のインターネットサービス

<http://www.tmn-financial.co.jp>

ホームページ(ご契約者さま専用ページ\*)にて、積立金額や解約払戻金額等の契約内容を一覧形式でご確認いただけます。  
データは毎営業日に更新されますので、最新の情報をご覧ください。

\*ご利用には、ログインIDとパスワードが必要となります。ログインIDとパスワードはご希望のご契約者に送付させていただきます。発行のお手続きについては、ご契約成立後に送付した「個人年金保険証券」に同封されていた書類にてご確認ください。

契約締結後の契約内容照会や各種変更・請求手続きは「ご契約者さま専用テレホンサービス」、  
「東京海上日動フィナンシャル生命のホームページ」で承ります。以下の内容は、将来変更される可能性があります。

お手続き内容	お手続き方法			お手続きに必要な書類 テレホンサービス、ホームページでお手続きした場合、書類のご提出は不要です。 なお、*印のお手続きにはログインIDとパスワードが必要です。
	ホーム ページ	テレホン サービス	書類の ご提出	
住所(電話番号)の変更	●*	●	●	住所変更届
目標値の変更	●*	●	●	目標値変更請求書
生命保険料控除証明書の再発行	●*	●		(書類のご提出は不要です。)
ログインID・パスワードの 発行・再発行	●	●	●	①ログインID・パスワード発行請求書 ②ご契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
改姓・改名			●	①改姓・改名請求書 ②保険証券 ③改姓・改名の事実が記載された本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
契約者変更(通常の場合)			●	①名義変更・訂正・保険証券再発行請求書 ②保険証券 ③現契約者の印鑑証明書(発行日より3か月以内) ④新契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
契約者変更(契約者死亡の場合)			●	①名義変更・訂正・保険証券再発行請求書 ②保険証券 ③解約払戻金額に応じ、相続人代表者とその他相続人1名または相続人 全員の印鑑証明書(発行日より3か月以内) ④新契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど) ⑤相続人からの請求に伴う確認書 ⑥契約者死亡の事実が記載された戸籍謄本および相続人全員が記載さ れた戸籍謄(抄)本(発行日より3か月以内)
受取人変更 (死亡保険金受取人、年金受取人)			●	①名義変更・訂正・保険証券再発行請求書 ②保険証券 ③受取人の続柄と基本保険金額に応じ、ご契約者の印鑑証明書 (発行日より3か月以内)
保険証券再発行			●	①保険証券再発行請求書 ②ご契約者の本人確認書類(印鑑証明書など)
年金支払期間の変更			●	①契約内容変更・訂正請求書 ②保険証券
据置期間付確定年金への移行 (任意移行)			●	①契約内容変更・訂正請求書 ②保険証券 ③ご契約者の運転免許証のコピーなど
積立金の一部引出			●	①積立金一部引出請求書 ②保険証券 ③払戻金額に応じた、ご契約者の本人確認書類(印鑑証明書など)
年金支払特約の中途付加・解約			●	①年金支払特約 内容変更請求書 ②保険証券 ③死亡保険金受取人を同時に変更する場合、受取人の続柄と基本保 険金額に応じ、ご契約者の印鑑証明書(発行日より3か月以内)
年金支払特約の内容変更			●	①年金支払特約 内容変更請求書 ②ご契約者の本人確認書類(運転免許証のコピーなど)
指定代理請求特約の中途付加			●	①指定代理請求特約 内容変更請求書 ②保険証券
指定代理請求人の変更・ 指定の撤回			●	①指定代理請求特約 内容変更請求書 ②保険証券 ③基本保険金額が2,000万円超の場合、ご契約者の印鑑証明書 (発行日より3か月以内)
解約			●	①解約請求書 ②保険証券 ③保険証券添付の有無・払戻金額に応じた、ご契約者の本人確認書類 (印鑑証明書など)
保険金請求			●	請求事由によって必要な書類をご案内いたしますので、「ご契約者さま 専用テレホンサービス」までご連絡ください。

以上の必要書類以外に、他の書類をご提出いただく場合がございます。

\*各種ご請求・変更等お手続きの詳細につきましては、ご契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」にてご確認くださいか、「ご契約者さま専用テレホンサービス」(☎0120-155-730)までご連絡ください。

\*お手続きに必要な書類は、東京海上日動フィナンシャル生命より郵送いたします。

\*お問い合わせの際は、証券番号がわかるもの(保険証券など)をお手元にご準備ください。